

# 訴追請求状

平成 30 年 5 月 10 日

裁判官訴追委員会御中

〒 [住所] [住所]

ふりがな [氏名] 印

(電話番号) [電話番号]

下記の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の訴追を求める。

## 記

### 1 罷免の訴追を求める裁判官

(所属裁判所) 名古屋家庭裁判所

(氏名) 西森 みゆき裁判官

### 2 該当裁判官が担当した該当事件の表示

名古屋家庭裁判所 平成 27 年 (家) 第 [ ] 号 面会交流申立事件

申立人 [ ] 申立人代理人 城野 雄博

相手方 [ ] 相手方代理人 宮地 紘子

審判日 平成 27 年 12 月 17 日

## 主文

- 相手方は、申立人に対し、本審判が確定した日の属する月の翌月以降、1 年間、別紙面会交流実施要領 1 の方法により、申立人と未成年者とを面会させることを認める。
- 相手方は、申立人に対し、申立人が、前項の面会交流に当たり、1 年間にわたり、別紙面会交流実施要領 1 の (4) イの遵守事項を遵守する事が出来たときは、その翌月から 1 年間、別紙面会交流実施要領 2 の方法により、

申立人と未成年者とを面会させることを認める。

- 3 相手方は、申立人に対し、第1項及び前項の面会交流が実施されている間、毎月第2月曜日の午後8時から10分間、申立人が相手方の携帯電話に架電する方法により未成年者との通話することを認める。
- 4 申立人と相手方は、第2項の面会交流実施期間経過後の申立人と未成年者との面会交流の日時、場所、方法等について、誠実に競技して定めるものとする。
- 5 手続費用は各自の負担とする。

### 3 訴追請求の理由

西森みゆき裁判官は、同居中の夫婦間で行われた一方の親による子の奪取に端を発した該当事件において、申立人と未成年者との面会交流自体を禁止すべき自由は無いと認めながら、主文の制限を設けた審判を下した。この様な以下の法に背く審判を行った為に、未成年者は正当な理由なく、従前の生活と愛着対象である片親とその親族との関わりを奪われることになった。この審判は幾つもの憲法、国際条約、民法、刑法、国家公務員倫理法を違反しただけでなく、国の最高機関である国会における金田法務大臣及び最高裁裁判所家庭局長答弁にも反した審判によるものであり、裁判官が法に背く審判を下したことは重大な違法行為であり、裁判官弾劾法第二条1の職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。に抵触する。裁判官の職務とは正しく法を解釈し、運用して審判を行う事であり、幾つもの法に背く審判を下したことは重大な違法行為である為、当該裁判官の訴追を請求します。

**訴追対象となる違法行為は、以下13の法令違反及び金田法務大臣国会答弁無視の合計14件**

#### 憲法違反

##### 1. 憲法13条違反

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。に反し、父及び子個人の幸福追求の権利を侵し、合理的な理由、証拠も無い母親の子供連れ去り行為を追認し、父子を分離し、幸福追求の権利を侵す重大な憲法違反である。

##### 2. 憲法14条違反（法の下での平等）

第1項すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身

分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。に反し、合理的な事実を無視した明らかに母親（女性）優位の審判を行った重大な憲法違反である。

### 3. 憲法第31条違反（推定無罪の原則）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。に反し、何ら合理的な証拠も無く、申立てた相手方の請求を根拠付ける事実（請求原因事実）の立証指示をせず、無実の父と子を引き離し自由に会わせない審判を行った事は、取り返しのつかない冤罪を裁判官自ら作り出した重大な憲法違反である。

## 国際条約違反

### 4. 児童の権利条約第3条1に違反

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。に反し、子の親と自由に会える権利（児童の権利条約第9条）を保障するを侵害する審判を行った重大な国際条約違反である。

### 5. 児童の権利条約第5条に違反

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。に反し、父の責任、権利及び義務を奪う審判を行う重大な国際条約違反である。

### 6. 児童の権利条約第7条1に違反

児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。に反し、父による養育の権利を奪う審判を行う重大な国際条約違反である。

## 7. 児童の権利条約第9条1に違反

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。に反し、父の意を無視し、合理的な理由、証拠も無い申し立てによる母親の子供連れ去り行為を追認し、父子を分離する審判を行う重大な国際条約違反である。

## 8. 児童の権利条約第9条3に違反

締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。に反し、申立から審判確定までの1年半もの間分離される事を放置した重大な国際条約違反である。

## 9. 児童の権利条約第18条1に違反

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。に反し、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を奪う審判を行う重大な国際条約違反である。

## 民法違反

### 10. 民法709条違反

証人尋問を実施してこれを確かめることなく、証言及び陳述書のみによって認定した上、具体的根拠が乏しいまま、子の監護に関わる相手方の精神状態、経済力を有利に推測して供述の信用性を肯定し、合理的証拠を提出している申立人の供述の信用性を否定して、相手方が監護者として相応しいと認定したことは、審理不備の結果、結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるといわざるを得ない。故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した民法違反である。

### 1 1. 改正民法 766 条 1 項違反

子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。の、子の利益（国際条約児童の権利条約）を最も優先して考慮に反し、何ら合理的な証拠も無いまま、父と子を引き離し、自由に会わせない審判を行った重大な民法違反である。

## 刑法違反

### 1 2. 刑法第 224 条（未成年者略取及び誘拐）違反

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処する。刑法である。親権者の連れ去りは抵触しないとは書かれていないにも関わらず、偽計を用いた子の連れ去りに対して何ら問題とせず子の奪取を承認した重大な刑法違反である。

## 国家公務員倫理法違反

### 1 3. 国家公務員倫理法第 3 条 1（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）違反

1 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。とあるが、当該事件の審判は、合理的な根拠を示さず、明らかに不公平で一方的な審判となっている重大な国家公務員倫理違反である。

### 1 4. 平成 24 年 6 月 19 日参議院法務委員会、豊澤最高裁判所家庭局長答弁の無視

「法改正等が行われた場合、新たな定められた法律の趣旨に則った法の解釈、適用あるいは実務の運用がなされるべきことは委員ご指摘のとおり」という答弁は、民法 766 条が改正された後に法律に全く根拠もない継続性の原則を利用し続けてはならない旨を明確に最高裁が認めた答弁である。この豊澤最高裁判所家庭局長答弁に反し、偽計を用いた子の連れ去りに対しての親権濫用を何ら問題とせず、親権侵害と悪意の遺棄の被害を受けている親から、正当な親権はく奪事由無く、親権行使の権利を奪う審判を下した重大な国家公務員倫理違反である。

上記 13 もの憲法、国際条約、民法、刑法並びに国会軽視した結果、無実の父に冤罪を負わせ、取り返しのつかない二度と戻らない父子の自由なふれあいの時を奪った行為は重大な過失であり、十分裁判官の罷免に値する。  
よって、該当裁判官の罷免の訴追を求める。

以上